

別表（第2条関係）

教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠
障がい学生支援室	教授，准教授，講師，助教	2年	1回に限り再任可	法第4条第1項第3号
キャンパスアジア推進室	教授，准教授，講師，助教	1年（ただし，再任後の任期は3年とする。）	1回に限り再任可	法第4条第1項第3号
大学院教育学研究科教育支援協働開発専攻	教授，准教授，講師（国立大学法人東京学芸大学クロスアポイントメント制度に関する規則第2条第3号イにより雇用する者に限る。）	2年	再任可	法第4条第1項第1号
先端教育人材育成推進機構上廣道徳・倫理教育研究開発推進室	教授，准教授，講師，助教	3年	再任可	法第4条第1項第3号
教育インキュベーション推進機構アート・アスレチック教育センター	講師，助教	5年	再任不可	法第4条第1項第3号
先端教育人材育成推進機構データ駆動型教育・政策推進室	准教授，講師，助教	2年	1回に限り再任可	法第4条第1項第3号
先端教育人材育成推進機構教育先端技術実装化研究推進室	教授，准教授，講師（国立大学法人東京学芸大学クロスアポイントメント制度に関する規則第2条第3号イにより雇用する者に限る。）	2年	再任可	法第4条第1項第1号